

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いわき市長

## 公表日

令和5年2月1日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び福島県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。 また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定により、後期高齢者医療に関する特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者に係る申請等の受理</li> <li>申請等に係る事実についての審査</li> <li>申請等に対する応答に関する事務</li> </ul> </li> <li>高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証に関する事務</li> <li>被保険者資格証明書に関する事務</li> <li>特定疾病療養受療証に関する事務</li> <li>限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務</li> </ul> </li> <li>高確法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付の支給に関する事務</li> </ul> </li> <li>高確法第六十九条第一項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>措置に関する事務</li> </ul> </li> <li>高確法第九十二条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一時差止めに関する事務</li> </ul> </li> <li>高確法第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の徴収に関する事務</li> <li>保険料の賦課に関する事務</li> </ul> </li> </ol>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>賦課 <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課処理機能:納入通知書出力、徴収方法変更等の処理を行う。</li> <li>賦課照会機能:賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。</li> </ul> </li> <li>収納 <ul style="list-style-type: none"> <li>調定情報管理機能:賦課異動情報を取り込み、調定情報を登録・更新する。</li> <li>収入金管理機能:窓口徴収、特別徴収、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。</li> <li>口座振替管理機能:口座振替を希望する住民の口座から、金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。</li> <li>収納情報管理機能:納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う。</li> <li>過誤納管理機能:過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。</li> <li>督促管理機能:督促状の発行、発行停止等の処理を行う。</li> </ul> </li> <li>滞納 <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納情報照会機能:滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。</li> <li>滞納情報管理機能:滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。</li> <li>催告管理機能:滞納者に対する催告書及び納付書を出力する。</li> <li>滞納整理情報管理機能:滞納者の整理情報(繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免)を登録・管理する。</li> <li>滞納処分管理機能:滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。</li> <li>不納欠損管理機能:時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。</li> </ul> </li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 後期高齢者医療広域連合電算処理システム )</p>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という。)※標準システムは、福島県後期後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1)被保険者証の即時交付申請 市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市の窓口端末へ配信する。市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。</p> <p>(2)住民基本台帳等の取得 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。</p> <p>(3)被保険者資格の異動 (2)により市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市の窓口端末へ配信する。</p> <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1)保険料賦課 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市の窓口端末へ配信する。</p> <p>(2)保険料収納管理 市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムに送信し、広域連合の標準システムでも同情報を管理する。</p> <p>3. 給付業務 市の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムで当該情報を用いた療養費支給決定を行い、市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、療養費支給決定通知情報等を市の窓口端末へ配信する。</p> <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市の窓口端末に配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 後期高齢者医療システム )</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能</p> <p>団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの団体統合宛名番号要求に対し、団体統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理システム</p> <p>統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能</p> <p>中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能</p> <p>各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は団体統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム                      <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム                      <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等    <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の59の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二の82の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民協働部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であったものの一部
その必要性	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療費の支給のため、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要</li> <li>・4情報: 保険料賦課を正確に行うために必要</li> <li>・連絡先(電話番号等): 各種申請内容の確認を行うために必要</li> <li>・地方税関係情報: 保険料計算や限度額認定に必要</li> <li>・医療保険関係情報: 被保険者の資格管理のために必要</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格確認を行うために必要</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要</li> <li>・年金関係情報: 保険料の徴収方法を決定するために必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	市民協働部 国保年金課 高齢者医療係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民協働部市民課、財政部市民税課、保健福祉部介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 福島県後期高齢者医療広域連合 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	後期高齢者医療保険被保険者の資格管理及び保険給付、保険料賦課・徴収に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	【市民協働部】国保年金課、市民課いわき駅前サービスセンター、豊間市民サービスセンター、中央台市民サービスセンター 【支所等】小名浜支所、勿来支所、常磐支所、内郷支所、四倉支所、遠野支所、小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所、江市民サービスセンター、泉市民サービスセンター
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を入手し、広域連合へ提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。</li> <li>・保険料賦課、一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する。</li> <li>・保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</li> <li>・広域連合から提供される賦課情報を管理し、被保険者に通知する。</li> <li>・保険料の期割・収納・滞納情報を管理し、広域連合へ提供する。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う</li> <li>・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する</li> </ul>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	後期高齢者医療制度システム機器保守管理業務	
①委託内容	後期高齢者医療制度システム運用保守・管理作業	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社東北支社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( ) 1) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
移転先1	福島県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条  市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	被保険者資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理するため
③移転する情報	・資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に当市窓口で、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報: 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 ・賦課・収納業務 ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報 ・期割情報: 当市が実施した期割保険料の情報 ・収納情報: 当市が収納および還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報: 当市が管理している保険料滞納者の情報・給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者: 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者

⑥ 移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦ 時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格管理業務</li> <li>・被保険者資格に関する届出: 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出のある都度。</li> <li>・住民基本台帳情報 : 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度</li> <li>・住登外登録情報 : 個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転。番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度・賦課・収納業務</li> <li>・所得・課税情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度</li> <li>・期割情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度</li> <li>・収納情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度</li> <li>・滞納者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度・給付業務</li> </ul>	
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
<b>7. 備考</b>		
—		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆後期高齢者

<宛名>

・宛名コード           ・個人番号           ・世帯コード           ・氏名カナ           ・氏名  
 ・通称名カナ       ・通称名           ・生年月日           ・性別           ・続柄  
 ・郵便番号           ・住所           ・住所方書           ・住所コード       ・住民区分  
 ・住民日届出日       ・住民日異動日       ・住民日異動事由     ・非住民日届出日   ・非住民日異動日  
 ・非住民日異動事由   ・届出日           ・異動日           ・異動事由       ・国籍  
 ・入国目的           ・在留期間       ・在留期間満了日     ・外国人住民となった日・転入前郵便番号  
 ・転入前住所       ・転入前住所方書    ・転出先郵便番号     ・転出先住所       ・転出先住所方書  
 ・住民税情報(合計所得金額、特定支出額、所得金額調整控除額、公的年金等所得額)  
 ・送付先情報       ・連絡先情報       ・口座情報           ・老人保健情報  
 ・生活保護情報       ・特記事項情報       ・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号       ・資格異動日       ・資格取得日       ・資格喪失日       ・資格異動事由

<賦課>

・賦課年度           ・徴収方法           ・賦課期日           ・賦課更正事由     ・賦課更正日  
 ・保険料額           ・減免情報           ・特徴年金情報       ・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度           ・調定年度           ・徴収方法           ・期別           ・期別保険料額  
 ・納期限

<収納>

・賦課年度           ・調定年度           ・徴収方法           ・期別           ・収納種別  
 ・保険料収納金額     ・延滞金額           ・督促手数料額       ・収納日           ・領収日  
 ・消込日           ・過誤納情報       ・還付充当情報       ・督促催告情報     ・滞納情報  
 ・分納情報

<広域連携>

・広域連携住民情報   ・広域連携税情報     ・広域連携収納情報   ・広域連携滞納情報

### Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不要な閲覧が行われないようにする。</li> <li>・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</li> <li>・住民からの情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、後期高齢者医療保険関係情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外の使用の禁止</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限</li> <li>・特定個人情報の提供先の限定・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う</li> <li>・情報が不要となったときまたは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする</li> <li>・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる</li> <li>・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い</li> <li>・再委託の禁止</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得ることを再委託の要件としている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。</li> <li>・ネットワークを利用しない、記録媒体を利用した情報の提供・移転の場合には、受渡簿を作成し、確認ができるようにしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報提供連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり</p> <p>2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

- ・サーバ室は、入室可能な者を特定し、又入室の管理を行うため、ICカードによる入退室管理を行っている。
- ・落雷等によるデータの滅失等を防止するため、無停電電源装置や自家発電設備を設置している。
- ・サーバは、インターネットから遮断された閉鎖ネットワークに設置している。

### 8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--

具体的な方法

- ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。
- ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。

### 10. その他のリスク対策

—



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所本庁舎1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか 情報公開センターへ郵送で請求する
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民協働部国保年金課高齢者医療係 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 TEL0246-22-7466
②対応方法	問合せ受付時に、対応について記録を残す

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 6 ②所属長	参事兼課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成28年9月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年9月1日	事後	
平成29年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事前	
平成30年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事前	
平成31年2月12日	I 6 ②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
平成31年2月12日	Ⅲ7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ3 ①入手元	長寿介護課	介護保険課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ4 ③委託先名	富士通株式会社いわき支店	富士通Japan株式会社東北支社	事後	
令和3年6月3日	Ⅱ2 ④記録される項目 すべての記録項目(別添1)	住民税情報	住民税情報(合計所得金額、特定支出額、所得金額調整控除額、公的年金等所得額)	事前	
令和4年3月11日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1:後期高齢者医療システム システム2:後期高齢者医療広域連合電算処理システム	システム1:後期高齢者医療システム システム2:後期高齢者医療広域連合電算処理システム システム3:団体内統合利用番号連携サーバー システム4:中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号及び別表第二の82の項	事前	
令和4年3月11日	Ⅱ3. 特定個人情報の入手・使用	[ ]情報提供ネットワークシステム	[○]情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報提供連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前	
令和4年3月11日	V 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月1日	令和4年3月11日	事前	
令和5年2月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の82の項	・番号法第19条第8号及び別表第二の82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第43条の2の2	事後	